

吸収合併に係る事後開示書面

2020年4月1日

株式会社 九 電 工

2020年4月1日

福岡県福岡市南区那の川一丁目23番35号

株式会社九電工

代表取締役社長 西村 松次



吸収合併に係る事後開示書面

当社は、2020年1月31日付で株式会社クオテック（以下、「クオテック」）との間で締結した合併契約に基づき、2020年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、クオテックを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」）を行いました。

本合併に関し、会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

1. 吸収合併が効力を生じた日

2020年4月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過、会社法第785条および第787条の規定ならびに会社法第789条の規定による手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求

当社は、吸収合併消滅会社であるクオテックの発行済株式の全部を所有していたため、会社法第784条の2の規定に基づく株主からの本合併をやめることの請求について、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

当社は、吸収合併消滅会社であるクオテックの発行済株式の全部を所有していたため、会社法第785条第1項の規定に基づく株主からの株式買取請求について、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

クオテックは、新株予約権を発行していなかったため、会社法第787条の規定に基づく新株予約権者からの新株予約権買取請求について、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

クオテックは、会社法第789条第2項の規定に基づき、2020年2月18日付の官報に合併公告を掲載するとともに、知れている債権者に対し各別に催告を行いました。が、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、
会社法 797 条および第 799 条の規定による手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求

本合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、当社の株主は、会社法第 796 条の 2 の規定による本合併をやめることの請求はできません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、当社の株主は、会社法第 797 条第 1 項の規定による株式の買取請求をすることはできません。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第 799 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき、2020 年 2 月 18 日付の官報に合併公告を掲載するとともに、同日付で電子公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、効力発生日をもって、クオテックからその権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面または電磁的記録に記載または記録がされた事項

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

2020 年 4 月 1 日（予定）

7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、当社の株主より本合併に反対する旨の通知がありましたが、その株主が有する議決権の総数は 840 個であり、会社法施行規則第 197 条に定める株式の数に達しませんでした。

したがって、当社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、合併契約に関する株主総会の承認を得ることなく本合併を行いました。

以 上

[別紙]

吸収合併に係る事前開示書面

2020年2月18日

株式会社クオテック

2020年2月18日

(吸収合併消滅会社)

福岡県福岡市南区那の川一丁目23番30号

株式会社クオテック

代表取締役社長 柴田 典顕



吸収合併に係る事前開示書類

当社は、2020年1月31日付で株式会社九電工（以下、「九電工」）との間で締結した合併契約に基づき、2020年4月1日を効力発生日として、九電工を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」）を行うことを予定しております。

本合併に関し、会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条の定めに従い、下記のとおり開示いたします。

1. 吸収合併契約の内容

別紙1. のとおりです。

2. 対価の相当性および割当ての相当性

吸収合併存続会社である九電工は、吸収合併消滅会社である当社の全株式を所有していますので、本合併による吸収合併消滅会社の株主に対する吸収合併存続会社の株式または株式に代わる金銭の交付はありません。また、存続会社である九電工の資本金および準備金は増加しません。

3. 新株予約権の承継に関する相当性

当社は、新株予約権を発行していません。

4. 計算書類等に関する事項

吸収合併存続会社である九電工の最終事業年度（2018年4月1日～2019年3月31日）に係る計算書類等は別紙2. のとおりです。

5. 重要な後発事象に関する事項

最終事業年度（2018年4月1日～2019年3月31日）の末日後に発生した重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象につきましては、当社において該当事項はありません。

吸収合併存続会社である九電工につきましては、別紙3. に記載のとおりです。

6. 債務の履行の見込みに関する事項

吸収合併存続会社である九電工は当社の親会社であり、事実上、当社と財務上の一体関係にありますので、本合併後の債務の履行につきましては、九電工の資産内容、収益状況及びキャッシュフローの状況等に鑑みて、履行の確実性に問題はないものと判断しております。

以 上



合併契約書

〔別紙1〕

株式会社九電工（以下「甲」という。）および株式会社クオテック（以下「乙」という。）は、甲と乙との合併に関し、次のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する

第1条（合併の方法）

甲および乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本合併」という。）。

第2条（商号および住所）

本合併にかかる吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社の商号および住所は次のとおりとする。

(1) 甲（吸収合併存続会社）

商号：株式会社九電工

住所：福岡県福岡市南区那の川一丁目 23 番 35 号

(2) 乙（吸収合併消滅会社）

商号：株式会社クオテック

住所：福岡県福岡市南区那の川一丁目 23 番 30 号

第3条（本合併の対価の内容等および割当てに関する事項）

甲は、乙の全株式を所有しているので、本合併に際して、株式の割当てその他一切の対価の交付を行わないものとする。

第4条（資本金および準備金の額に関する事項）

本合併に際して、甲の資本金の額および準備金の額は増加しないものとする。

第5条（合併の効力発生日）

本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2020年4月1日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲および乙において協議の上、これを合意により変更することができる。

第6条（株主総会）

本合併は、会社法第796条第2項に定める簡易合併および同法第784条第1項に定める略式合併の規定により、甲および乙において本契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものとする。

第7条（善管注意義務）

甲および乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務を執行するとともに、資産および負債を管理し、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為をする場合には、あらかじめ相手方の同意を得なければならない。

第8条（契約の解除）

本契約締結から効力発生日までの間に、①天災地変その他の事由によって、甲もしくは乙のいずれかの財産状態もしくは経営状態に重大な変動が生じた場合、または②本合併の実行に重大な支障となる事態もしくは著しく困難にする事態が生じた場合には、甲および乙は、相互に協議の上、本契約を解除することができる。

第9条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲および乙間で協議の上、これを決定する。

以上、本契約成立の証として本書1通を作成し、甲乙各々記名押印の上、甲は原本を、乙はその写しをそれぞれ保有する。

2020年1月31日

甲 福岡県福岡市南区那の川一丁目 23 番 35 号

株式会社九電工

代表取締役社長 西村 松次



乙 福岡県福岡市南区那の川一丁目 23 番 30 号

株式会社クオテック

代表取締役社長 柴田 典顕



貸借対照表 (2019年3月31日現在)

単位：百万円

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	186,048	流動負債	148,614
現金預金	30,801	支払手形	3,062
受取手形	6,611	電子記録債務	33,740
電子記録債権	24,765	工事未払金	67,428
完成工事未収入金	99,185	短期借入金	1,411
ファクタリング債権	5,159	キャッシュ・マネジメント・サービス借入金	17,268
未成工事支出金	3,864	未払金	860
材料貯蔵品	788	未払費用	2,563
前払費用	350	未払法人税等	7,397
短期貸付金	3,326	未成工事受入金	10,976
キャッシュ・マネジメント・サービス貸付金	6,306	預り金	2,353
その他	4,888	その他	1,553
固定資産	139,267	固定負債	13,776
有形固定資産	57,125	長期借入金	9,894
建物・構築物	25,214	リース債務	2,028
機械・運搬具	3,197	繰延税金負債	147
工具器具・備品	849	長期未払金	131
土地	23,787	退職給付引当金	1,284
リース資産	2,313	資産除去債務	150
建設仮勘定	1,763	その他	140
無形固定資産	690	負債合計	162,391
ソフトウェア	547		
その他	142	(純資産の部)	
投資その他の資産	81,451	株主資本	159,391
投資有価証券	40,782	資本金	12,561
関係会社株式	19,736	資本剰余金	12,612
出資金	18	資本準備金	12,543
関係会社出資金	250	その他資本剰余金	68
長期貸付金	16,830	利益剰余金	134,221
破産更生債権等	320	その他利益剰余金	134,221
長期前払費用	182	圧縮記帳積立金	2,636
前払年金費用	1,251	特別償却準備金	901
その他	3,321	別途積立金	58,519
貸倒引当金	△ 1,243	繰越利益剰余金	72,162
		自己株式	△ 3
		評価・換算差額等	3,533
		その他有価証券評価差額金	3,507
		繰延ヘッジ損益	25
		純資産合計	162,924
資産合計	325,316	負債・純資産合計	325,316

損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

単位：百万円

科 目	金 額	
売 上 高		
完成工事高	350,727	
兼業事業売上高	1,279	352,007
売 上 原 価		
完成工事原価	302,575	
兼業事業売上原価	878	303,454
売上総利益		
完成工事総利益	48,151	
兼業事業総利益	400	48,552
販売費及び一般管理費		16,640
営業利益		31,912
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,158	
その他の	2,353	3,512
営業外費用		
支払利息	336	
その他の	304	640
経常利益		34,783
特別利益		
固定資産売却益	40	
投資有価証券売却益	0	40
特別損失		
固定資産処分損	512	
投資有価証券評価損	182	
関係会社株式評価損	0	696
税引前当期純利益		34,128
法人税、住民税及び事業税	10,132	
法人税等調整額	699	10,831
当期純利益		23,296

株主資本等変動計算書 (2018 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日まで)

単位：百万円

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己 株式	株主 資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	その他利益剰余金					
				圧縮記帳 積立金	特別償却 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	12, 555	12, 537	68	2, 673	1, 265	58, 519	55, 582	△ 1	143, 200
当期変動額									
新株の発行	6	6							13
剰余金の配当							△7, 116		△ 7, 116
圧縮記帳積立金の取崩				△ 36			36		－
特別償却準備金の取崩					△ 364		364		－
当期純利益							23, 296		23, 296
自己株式の取得								△ 1	△ 1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	6	6	－	△ 36	△ 364	－	16, 580	△ 1	16, 191
当期末残高	12, 561	12, 543	68	2, 636	901	58, 519	72, 162	△ 3	159, 391

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	
当期首残高	4,171	△ 228	147,142
当期変動額			
新株の発行			13
剰余金の配当			△ 7,116
圧縮記帳積立金の取崩			—
特別償却準備金の取崩			—
当期純利益			23,296
自己株式の取得			△ 1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 663	254	△ 409
当期変動額合計	△ 663	254	15,782
当期末残高	3,507	25	162,924

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ①関係会社株式及び
関係会社出資金

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっている。

- ②其他有価証券
時価のあるもの

当期末の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

- 時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっている。

(2) たな卸資産

- ①未成工事支出金
- ②材料貯蔵品

個別法による原価法

総平均法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

建 物

定額法

そ の 他

定率法

(ただし、2016年4月1日以降に取得した構築物については定額法)

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア(自社利用)

定額法(5年償却)

そ の 他

定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・

リース取引に係るリース資産

リース期間定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2) 投資損失引当金

投資に対する損失への対応を図るため、財務健全性の観点から、必要額を計上している。
なお、当期末においては、損失の発生が見込まれる投資がないため、投資損失引当金は計上していない。

(3) 工事損失引当金

受注工事の損失発生に備えるため、当期末手持工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積ることのできる工事について、その損失見込額を計上している。

なお、当期末においては、損失の発生が見込まれる工事契約がないため、工事損失引当金は計上していない。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間の年数による定額法により按分した額を発生時から費用処理している。また、数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理している。

4. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用し、その他の工事については、工事完成基準を適用している。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理による。なお、金利通貨スワップについては一体処理（特例処理、振当処理）、為替予約については振当処理を採用している。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- ①ヘッジ手段・・・金利通貨スワップ
ヘッジ対象・・・外貨建借入金及び外貨建借入金利息
- ②ヘッジ手段・・・為替予約
ヘッジ対象・・・外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

当社は、外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、金融機関からの外貨建借入金のすべてについて、為替及び金利変動によるリスクを回避するため、金利通貨スワップを利用している。なお、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針である。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

当社は、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が一致している場合は、ヘッジ有効性の判定を省略している。また、金利通貨スワップについては一体処理の要件を満たしているため、為替予約については将来の取引予定に基づくものであり、実行の可能性が極めて高いため、有効性の判定を省略している。

6. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当期の費用として処理している。

7. 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示している。

(表示方法の変更)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示している。

貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

担保に供している資産

短期貸付金	6百万円
投資有価証券	4,901百万円
関係会社株	4,641百万円
長期貸付金	70百万円
計	9,620百万円

当社が出資しているPFI事業及び再生可能エネルギー発電事業に関する事業会社の借入債務に対して、担保を提供している。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 42,244百万円

3. 保証債務

被 保 証 者	保 証 金 額	被 保 証 債 務 の 内 容
	百万円	
渥美グリーンパワー(株)	291	(株)みずほ銀行に対する借入契約保証
九連環境開発股份有限公司	13	(株)みずほ銀行に対する bonds 発行保証
長島ウイントヒル(株)	179	(株)日本政策投資銀行に対する借入契約保証
松島風力(株)	1,880	(株)北陸銀行、(株)西日本シティ銀行、(株)福岡銀行、(株)十八銀行に対する借入契約連帯保証
エイブルエナジー合同会社	333	住友商事(株)に対する燃料供給契約に係る支払債務の履行などに対する連帯債務のうち、他の連帯債務者負担額
KYUDENKO MALAYSIA SDN. BHD.	43	(株)三井住友銀行に対する bonds 発行保証
KYUDENKO (THAILAND) CO. LTD.	7	(株)三井住友銀行に対する bonds 発行保証
ASIAPROJECTS ENGINEERING PTE. LTD.	787	(株)みずほ銀行に対する bonds 発行保証
	269	(株)三菱UFJ銀行に対する bonds 発行保証
KYUDENKO VIETNAM CO. LTD.	77	(株)三菱UFJ銀行に対する bonds 発行保証
計	3,882	

4. 関係会社に対する短期金銭債権 18,751百万円
 関係会社に対する長期金銭債権 16,683百万円
 関係会社に対する短期金銭債務 78,979百万円
 関係会社に対する長期金銭債務 2,028百万円

5. 貸出コミットメント契約

当社貸手側

(1) 当社はグループ全体の効率的資金運用・調達を行うため、キャッシュ・マネジメント・サービスを導入しており、グループ会社39社と資金の集中・配分等のサービスに関する基本契約書を締結し、キャッシュ・マネジメント・サービスによる貸出限度額を設定している。

この契約に基づく当期末の貸出未実行残高は次のとおりである。

貸出コミットメントの総額	24,700百万円
貸出実行残高	6,306百万円
差引額	18,393百万円

(2) PFI事業会社(10社)への協調融資における劣後貸出人として同10社と劣後貸付契約を締結している。

なお、貸出コミットメントの総額は155百万円であるが、当期末における実行残高はない。

6. キャッシュ・マネジメント・サービス借入金

連結子会社を対象にしたキャッシュ・マネジメント・サービスによる借入金を表示している。

損益計算書に関する注記

1. 関係会社に対する売上高 58,187百万円
 2. 関係会社からの仕入高 121,657百万円
 3. 関係会社との営業取引以外の取引高 2,387百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項				(単位:株)
株式の種類	当 期 首	増 加	減 少	当 期 末
普通株式	230	440	—	670

株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加440株である。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		百万円
(繰延税金資産)		
未払賞与金		1,673
投資有価証券評価損		392
未払事業税		417
その他		1,726
繰延税金資産小計		4,209
評価性引当額		△907
繰延税金資産合計		3,301
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金		△1,479
固定資産圧縮積立金		△1,155
特別償却準備金		△394
その他		△419
繰延税金負債合計		△3,448
繰延税金負債の純額		147

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の 名称	議決権等の 被所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社	九州電力㈱	直接 22.49%	建設工事の請負施工 役員の兼任2名	工事請負施工 (注)3	48,025	完成工事 未収入金	8,214
		間接 0.17%				未成工事 受入金	60

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。
2. 議決権等の被所有割合の間接所有は、㈱電気ビル (0.08%)、光洋電器工業㈱ (0.07%)、及び西日本プラント工業㈱ (0.02%) である。
3. 工事の受注については、市場価格等を勘案し、価格交渉のうえ、一般的取引条件と同様に決定している。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の 名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	㈱Q-mast	直接 100.00%	材料等の購入 グループ内資金の貸付 役員の兼任4名	材料等の購入 (注)3	88,961	電子記録債務	24,584
				余剰資金の預入 (注)4	(注)4	工事未払金	27,740
子会社	九電工 新エネルギー㈱	直接 100.00%	資金の貸付 (注)2 役員の兼任3名	貸付金の回収	1,690	キャッシュ・マネジメント・ サービス貸付金	4,375
				貸付利息受入	169	短期貸付金	2,942
						長期貸付金	10,646

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。
2. 九電工新エネルギー㈱に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定している。
3. 材料等の購入については、当社が見積価格の提示を受け、先方との交渉のうえ決定している。
4. 余剰資金の預入は、グループ内の資金貸借制度を制定し、制定したルールのもとで実施している。
また、余剰資金の預入は、資金貸借制度のもとで日々資金移動を行っていることから、取引金額欄への記載は行っていない。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2, 289円39銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 327円37銭 |

重要な後発事象に関する注記

九電工新エネルギー㈱との合併について

当社は2019年4月1日を効力発生日として、当社100%出資の連結子会社である九電工新エネルギー㈱を吸収合併した。

① 取引の概要

ア. 結合当事企業の名称及び当該事業内容

名称 九電工新エネルギー㈱

事業の内容 風力発電事業、太陽光発電事業

イ. 企業結合日

2019年4月1日

ウ. 企業結合の法的形式

当社を存続企業とする吸収合併方式で、九電工新エネルギー㈱は解散する。

なお、九電工新エネルギー㈱は当社の100%出資子会社であるため、合併による新株式の発行及び合併交付金の支払いはない。

エ. 合併後企業の名称

合併後企業の名称に変更はない。

オ. 取引の目的を含む取引の概要

九電工新エネルギー㈱は、九州各地に太陽光発電設備及び風力発電設備を有し、再生可能エネルギーによる発電事業を行っている。

当社グループ内での再生エネルギー事業に関する業務の効率化・合理化、指示命令系統の一元化、及び同事業の拡大に向けた推進体制の強化を目的に、九電工新エネルギー㈱を吸収合併することとした。

② 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2013年9月13日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2013年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っている。

連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制の適用会社である。

吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に発生した会社財産の状況に重要な影響を与える事象

1. 連結子会社の吸収合併

株式会社九電工（以下、「九電工」）は、2019 年 1 月 31 日開催の同社取締役会決議に基づき、九電工の完全子会社である九電工新エネルギー株式会社（以下、「九電工新エネルギー」）を 2019 年 4 月 1 日付で吸収合併しました。

（1）取引の概要

①当事企業の名称及び事業の内容

- | | |
|------------|----------------|
| （イ）当事企業の名称 | 九電工新エネルギー株式会社 |
| （ロ）事業の内容 | 風力発電事業、太陽光発電事業 |

②合併期日（効力発生日）

2019 年 4 月 1 日

③合併の法的形式

九電工を存続企業とする吸収合併方式で、九電工新エネルギーは解散する。

なお、九電工新エネルギーは九電工の完全子会社であるため、合併による新株式の発行及び合併交付金の支払いはない。

④合併後企業の名称

合併後企業の名称に変更はない。

（2）取引の目的

九電工新エネルギーは、九州各地に太陽光発電設備及び風力発電設備を有し、再生可能エネルギーによる発電事業を行っている。

九電工グループ内での再生エネルギー事業に関する業務の効率化・合理化、指示命令系統の一元化、及び同事業の拡大に向けた推進体制の強化を目的に、九電工新エネルギーを吸収合併することとした。

2. 自己株式の取得及び消却

九電工は、会社法第 459 条第 1 項及び同社定款第 43 条の規定に基づき、自己株式を取得しました。また、当該取得後、会社法第 178 条の規定に基づき、自己株式を消却しました。

（1）自己株式の取得及び消却の目的

自己株式の取得及び消却を行うことにより、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の実施と株主還元及び資本効率の向上を図るため。

(2) 自己株式の取得結果

①取得対象株式の種類	九電工普通株式
②取得した株式の総数	300,000 株
③取 得 総 額	994,119,987 円
④取 得 期 間	2019 年 6 月 11 日～2019 年 7 月 31 日 (約定ベース)
⑤取 得 方 法	東京証券取引所または福岡証券取引所における市場買付け

【ご参考】

[2019 年 6 月 10 日開催の九電工取締役会における決議内容]

①取得対象株式の種類	九電工普通株式
②取得し得る株式の総数	300,000 株 (上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 0.42%)
③株式の取得価格の総額	10 億円 (上限)
④取 得 期 間	2019 年 6 月 11 日～2019 年 9 月 10 日
⑤取 得 方 法	東京証券取引所または福岡証券取引所における市場買付け なお、市場動向等により一部又は全部の注文の執行が行われない場合がある。

(3) 自己株式の消却

①消却した株式の種類	九電工普通株式
②消却した株式の総数	300,822 株
③消 却 日	2019 年 8 月 30 日

【ご参考】

[2019 年 6 月 10 日開催の九電工取締役会における決議内容]

①消却する株式の種類	九電工普通株式
②消却する株式の総数	上記 (2) に基づき取得する自己株式の全株式と 2019 年 5 月 31 日時点で保有する全ての自己株式 822 株の合計 (消却前発行済株式総数に対する上限割合 0.42%)
③消 却 予 定 日	2019 年 9 月 30 日

以 上

